

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年1月5日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称 鳥取県保育士等キャリアアップ研修に係る委託業務

(2) 業務の内容

鳥取県（以下「県」という。）は、保育士等キャリアアップ研修について、専門的な知見を有する民間事業者等により効率的に実施するため、事業の実施に係る業務を委託する。

なお、詳細は、別紙1「業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

(3) 業務の目的

園長、主任保育士の下で、多様な課題への対応や若手の指導等、職務内容に応じた保育士等の専門性の向上を図ることを目的とする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

(5) 予算額 金5,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「研修業務」に登録されている者であること。

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年1月13日（火）正午までに原則としてとり電子申請サービスにより6の（1）のイの場所に提出すること。この際、このプロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに6の（1）のイの場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 審査会の設置

(1) 県は、企画提案等の順位を決定するため、鳥取県保育士等キャリアアップ研修に係る委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。

(3) 審査会は4名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

(4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 評価方法

県は、鳥取県保育士等キャリアアップ研修に係る委託業務評価要領（以下、「評価要領」という。）を定め、審査会が評価要領に基づいて審査を行う。

5 最優秀提案者の選定方法

4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 手続等

(1) 問合せ先は次のとおりとする。

ア 本プロポーザルに関する書類の問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県子ども家庭部子育て王国課

電話 0857-26-7570 ファクシミリ 0857-26-7863

電子メール kosodate@pref.tottori.lg.jp

イ 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(2) 実施要領の交付

鳥取県保育士等キャリアアップ研修に係る委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、令和8年1月5日（月）から同年2月3日（火）までの間に、次に掲げるインターネットの鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-ouen/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年1月5日（木）から同年2月3日（火）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所

(1) アに同じ

7 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書（様式第1号）1部

公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）1部

(2) 提出期間及び時間

令和8年1月5日（月）から同年2月3日（火）までの間（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、同年2月3日（火）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 提出場所

6の(1)のイに同じ。

(5) その他

本プロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

(6) 県は、提出のあった企画提案参加申込書等を審査の上、本プロポーザルの参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年2月5日（木）までに提案者に通知を行う。

8 企画提案書の作成及び提出

- (1) 企画提案書等は、別紙2「鳥取県保育士等キャリアアップ研修に係る委託業務企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき作成するものとする。

提案者は、業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1（1）ア（イ）の「事業の実施体制を明らかにする書類」に記載すること。

- (2) 提出方法

7の（3）に同じ。

- (3) 提出場所

6の（1）のアに同じ。

- (4) 提出期間及び時間

令和8年1月5日（月）から同年2月6日（金）までの間（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、同年2月6日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

- (5) 提出部数及び規格

- ・ 正本1部、副本4部
- ・ A4版縦（A3版の折込可）

9 プレゼンテーションの実施

次のとおりプレゼンテーションを実施する。

なお、日時、場所については変更する可能性がある。

- (1) 日時

令和8年2月17日（火）午後1時から

- (2) 場所

オンライン（オンラインシステム Cisco Webexを使用）

- (3) 参加条件

プレゼンテーションは1提案につき15分以内とすること。

なお、別途連絡するプレゼンテーションの実施日時の10分前までに指定したオンラインシステムへ入室すること。

10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

また、契約の相手方候補者が、企画提案書等の提出日から業務の契約締結日までに指名停止措置を受けた場合は、当該候補者との契約を無効とし、評価要領により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 県ホームページ掲載（公募開始） | 令和8年1月5日（月） |
| (2) 競争入札参加資格審査申請書提出期限 | 令和8年1月13日（火） |
| (3) 質問受付期限 | 令和8年1月16日（金） |
| (4) 質問回答期限 | 令和8年1月23日（金） |

(5) 企画提案参加申込書の提出期限	令和8年2月3日(火)
(6) 参加資格審査結果の通知期限	令和8年2月5日(木)
(7) 企画提案書等提出期限	令和8年2月6日(金)
(8) 審査会開催(プレゼンテーション及び審査の実施)	令和8年2月17日(火)
(9) 審査結果の通知	令和8年2月下旬
(10) 契約締結等の協議及び見積の依頼	令和8年2月下旬
(11) 契約締結	令和8年2月下旬から3月上旬

13 その他

(1) 企画提案書の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書で通知し、その概要を鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページで公表するものとする。

(4) 企画提案書作成等に係る経費負担

企画提案書の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 暴力団の排除

契約の相手方(以下「受託者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受託者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

ア 詳細は、仕様書及び実施要領による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

(様式第 1 号)

企 画 提 案 参 加 申 込 書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(提出者)

会社(団体)名

所 在 地

代 表 者 名

(連絡責任者)

所 属

職 ・ 氏 名

電 話 番 号

ファクシミリ

電 子 メ ー ル

令和 8 年 1 月 5 日付け調達公告に係る下記調達の公募型プロポーザルに参加したいので、下記のとおり資料を提出します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 に該当しない者であること及び添付書類の記載事項について事実と相違しないことを誓約します。

記

- 1 調達件名 鳥取県保育士等キャリアアップ研修に係る委託業務
- 2 提出資料 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第 2 号）

公募型プロポーザル参加資格確認書

鳥取県知事 平井 伸治 様

案件名称：鳥取県保育士等キャリアアップ研修に係る委託業務

- 1 当社（団体）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者です。
- 2 当社（団体）は、令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格に係る業種区分が「その他委託等」の「研修業務」に登録されている者又はその業種区分の登録申請中の者であります。
- 3 当社（団体）は、本件調達の公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、企画提案書等提出期限までに指名停止措置を受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 4 当社（団体）は、本件調達の公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者ではありません。
また、企画提案書等提出期限までに更生手続開始又は再生手続開始の申立てを受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当社（団体）は、鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者です。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

年 月 日

（提出者）
会社(団体)名
所 在 地
代 表 者 名

（連絡責任者）
所 属
職 ・ 氏 名
電 話 番 号
ファクシミリ
電 子 メ ー ル